

第三次基本計画 実施計画の改定について

令和6年度第4回市川市総合計画審議会
令和7年3月27日

1. 改定について

「市川市総合計画 第三次基本計画」に基づく「実施計画」は、計画期間を3年間（令和5～7年度）としつつも、施策や重点課題に対する効果や新たな課題などを勘案し、適宜、点検のうえ見直しを図るため、事業費や数値目標は年度ごとに設定していく他、新規事業の追加などを柔軟に行うこととしています。

2. 改定箇所

- (1) 令和7年度における事業費・数値目標の追加（全ての「重点課題対応事業」）
- (2) 「重点課題対応事業」の新規追加（5事業）

施策分野(大分類)	事業名	該当 ページ
2. 子育て	新婚生活住まい応援補助金	17
19. 市民安全	防犯用品等導入促進事業	43
26. 経済・商工業	中山参道活性化事業	57
32. 地球環境	省エネルギー家電導入促進事業	66
38. 行政経営	遠隔相談窓口システム事業	78

※その他一部文言の修正あり